

# 浄化槽設置補助金制度について

日置市では『次世代に残すべきより良い自然環境を守る』の観点から、美しい川や海の環境を保全し、健康で快適な生活環境を確保するため合併浄化槽を設置する場合に予算の範囲内で補助金を交付しています。

## 《補助金の交付対象者》

公共下水道処理区域や農業集落排水処理区域を除いた区域で、専用住宅または併用住宅（延べ床面積の2分の1以上を居住の用に供する建物。店舗付住宅、事務所付住宅など）に10人槽以下の合併浄化槽を設置しようとする方が対象となります。

## 《補助金の限度額》（補助対象期間：令和6年4月1日～令和7年3月31日）

区分	5人槽	7人槽	10人槽
① 単独処理浄化槽からの転換	332,000円	414,000円	548,000円
② 汲取り便槽からの転換	332,000円	414,000円	548,000円
①で既存の浄化槽撤去にかかる加算額	100,000円（上限額）		
②で既存の便槽撤去にかかる加算額	90,000円（上限額）		
②または③で 宅内配管工事にかかる加算額	300,000円（上限額）		
②または③で 市内業者が施工する場合の加算額	100,000円（一律）		

※補助金の内容については、要綱改正等により随時見直しを行います。

※令和6年度の補助金申請は、12月末までの締切りとさせていただきます。

## 《手続きのながれ》

補助金の交付を受けるための手続きは次のとおりです。なお、手続きについては、工事業者が代行できます。

- 1 浄化槽設置届出書または審査書の提出



市の職員が現場の確認を行う場合があります。

- 2 補助金交付申請書の提出



- 3 浄化槽の設置工事着工・完了



市の職員が中間検査を行う場合があります。

- 4 補助金実績報告書の提出



5 補助金交付請求書の提出

市の職員が完了検査を行います。

補助金の交付

指定の金融機関口座に振り込みます。

### 【浄化槽設置後のお願い】

浄化槽の機能を十分に発揮させるために、浄化槽法で定められた**保守点検・清掃・法定検査**を受ける必要があります。

#### 保守点検

浄化槽の管理者（設置者）は、浄化槽の機能が正しく働き、処理水が法律で定める基準内で流されるよう、定期的に保守点検を行うことが義務づけられています。保守点検は、県知事の登録を受けた保守点検業者に委託し、実施してください。

#### 清掃

浄化槽をある期間使用していると汚泥やスカムが溜まり、浄化する機能が低下して処理水質が悪くなるため、年1回以上清掃することが必要です。清掃は、市長の許可を受けた浄化槽清掃業者に委託し、実施してください。

#### 法定検査

浄化槽の管理者（設置者）は、浄化槽法の規定により水質に関する検査を受ける義務があります。法定検査には使用開始検査と定期検査があり、検査は県知事が指定する検査機関の【鹿児島県環境保全協会 電話 296-9000】が行っています。

問い合わせ先

日置市役所 市民生活課 自然環境係 電話 248-9448（直通）